

## 令和3年 第7回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年7回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年7月5日（月）
- 2 招集通知日 令和3年7月5日（月）
- 3 招集日時 令和3年7月16日（金）午後3時10分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B・C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

### 農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

6 出席農業委員 17名

7 欠席農業委員 2名（加藤梅子委員、小枝宏嗣委員）

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	西袋	渡邊 久記
稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相楽 利晴	仁井田	影山 孝	仁井田	岡部 俊男	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之	長沼	小林 弘一
長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一	岩瀬	岡部 重雄		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 2名（影山 孝委員、小林弘一委員）

10 職務のため会議場に参加した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

## 11 議 案

議案第 32 号 農用地利用集積計画について

議案第 33 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 34 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 35 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 37 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 38 号 須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地判断事務処理要領  
（案）について

議案第 39 号 須賀川農業振興地域整備計画の変更について

報告第 24 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 25 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 26 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理につ  
いて

報告第 27 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可処分の取消願出書の受  
理について

報告第 28 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

## 12 その他

13 開 会 （午後 3 時 1 0 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業

委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号5番 大越彰 農業委員と6番 村上光宏 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後4時55分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和3年7月19日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第7回総会

令和3年7月16日（金）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第32号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第79号から84号までについて、質問等  
ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第32号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は  
挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第32号「農用地利用集積計画について」は計  
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第33号「農用地利用配分計画（案）に関する意見につい  
て」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第33号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異  
議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第33号「農用地利用配分計画（案）に関する  
意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、お諮りいたします。議案第39号「須賀川農業振興地域整備計  
画の変更について」を前の議案同様、市長から意見を求められている

議案の関係上、審議順番を早め先に審議したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

議長 2番と3番について吉田委員よろしくお願いいたします。

吉田推進委員 2番と3番については関連があります。2番の事業計画者は、3番の事業計画者の父であります。

2番について説明いたします。

7月11日、和田委員と聞き取り調査を実施しました。事業計画者は、肩書住所地に居住し7人で生活しており、事業計画者と妻、息子夫婦は農業従事者であり、敷地の大部分に農家住宅及び農業用倉庫が建築されているため、自家用車両のスペースや農作業用車両の道路が不足しています。このため、住宅敷地を拡張するため用途区分の変更をするものです。

続いて、3番について説明いたします。

事業計画者は、肩書住所地に居住し7人で生活しており、妹が2人いて、妹の結婚と同時に別居していますが、帰省した際や、子どもの成長に伴い家財道具が増え、収納場所が不足し大変手狭になっています。以前から、自己住宅を建築したいと考えており、この機会に子供の家庭勉強等にも集中して取り組める環境づくりをしたいと考え、敷地拡張の必要があるための申し出となります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 4番について根本委員よろしくお願いいたします。

根本推進委員 4番について説明いたします。

7月11日、古川委員、高橋委員と聞き取り確認及び現地調査を実施しました。申請地は、平成3年の基盤整備事業で畑として整備されましたが、先代住職が高齢のため、あまり利用されていなかった土地で

あります。今回、提供していただけるということで、農地から転用されても周辺の土地への影響もなく、関係機関との調整も済んでおり、除外しても問題ないものと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 5番について村上委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 5番について説明いたします。

7月12日、秋山委員、鈴木委員と調査を実施しました。事業計画者の住宅は、令和元年10月の台風19号の水害により全壊し、令和2年10月27日に取り壊しました。住宅を移転する場所がなく、周囲には耕作する農地を所有するため、取り壊した場所に新築することにしました。建築基準法上、市道に接続する法定外道路では接道にならないとすることで、申請地幅員3mで市道に接続させ、宅地進入路に転用するために本申請に至りました。申請地は、農地の集団性を阻害するものではなく、付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 6番について橋本委員よろしくお願いいたします。

橋本推進委員 6番について説明いたします。

事前に聞き取り調査を行った後、7月13日に、安藤委員、吉田委員と現地調査を実施しました。事業計画者は土地所有者の次男であり、郡山市の賃貸住宅で家族3人と生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたことから、本申請に至りました。建築基準法にも適合し、付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 7番から10番について渡邊委員よろしくお願いいたします。

渡邊推進委員 7番と8番について説明いたします。

7月11日、事業計画者立会いのもとに、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。土地所有者は、長年この土地で農業経営を行ってききましたが、高齢のため農作業ができないなか、息子である事業計画者は、会社勤務の傍ら農作業を行い、前回の地震による被害もあるため、進入路、住宅敷地、駐車敷地が必要ということで、用途区分変更の申

請がありました。

続いて、9番について説明いたします。

事業計画者の息子は、3年前に観光果樹園をオープンしました。規模拡大で雇用が増加し、国の定める働き方改革が進む中、女性の雇用率が高く、従業員の環境整備として、男女別トイレを整備するために用途区分変更の申請がありました。

最後に、10番について説明いたします。

事業計画者は、平成16年より当地において、3名による共同でライスセンターを運営しています。今後の経営を見据え、フォークリフト等新設機器の必要性が生じ、現在の建物規模では設置できないので、一部分を増築し対応するために、用途区分変更の申請がありました。顛末書も提出しており、申請上、特に問題はないと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 ここで、本件につきましては、6月30日に開催いたしました農地委員会  
の会議において議論がなされておりますので、農地委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

高橋委員（農地委員長）

只今、説明がありましたとおり、農業振興地域整備計画の変更について、6月30日に開催した「令和3年第2回農地委員会」において審議しました。今回の申請案件について内容を審議した結果、いずれも農業振興農用地を除外する案件として適正であると判断し、農地委員全員一致で変更案を承認したところです。委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第39号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」原案のとおり変更することに異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第39号「須賀川農業振興地域整備計画の変更

について」原案に同意することといたします。

(農政課職員 退席)

議長 次に、議案第 34 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 35 号について岡部委員よろしくお願いいたします。

岡部推進委員 受理番号第 35 号について説明いたします。

高橋委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は近隣住民で、昔からお付き合いがある仲であります。譲渡人は、農地を手放したい意向があり、日頃から世話になっている譲受人に、本申請地を含め、議案第 32 号に記載されているすべての土地を売り渡したいという思いがありました。譲受人は、購入する土地で水稻を作る予定で、長年営農し農作業に必要な設備は保有しており、許可上特に問題ないと思いますが、委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 36 号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 36 号について説明いたします。

譲渡人と譲受人は知人関係にあり、譲受人世帯の農業従事者は 2 人となっています。取得する農地は所有する畑と隣接しており、今後も野菜などを栽培する予定とのこと。譲渡人は、体調不良で後継者がいないということで、今回の申請となったものです。申請地は利便性がよく、効率的な農地利用に支障がないものと思われ。許可上特に問題ないと思われ。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 37 号について、本間委員よろしくお願いいたします。

本間推進委員 受理番号第 37 号について説明いたします。

7 月 11 日に松川農業委員と譲受人に面談し、聞き取り調査及び現地調査を行いました。譲渡人は、以前は耕作していましたが、2 年位前か



ら体の調子が悪く、耕作に支障をきたすようになり、両者の話合いのもとで、譲受人が譲り受けることになったものです。また、譲受人は作物を作ることを楽しみにしており、転用などは考えられず、許可上特に問題ないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第 38 号について塩田委員よろしく願います。

塩田推進委員 受理番号第 38 号について説明いたします。

譲渡人に対して、安藤委員と内容の確認を行いました。申請地は、譲渡人の父が、以前、譲受人に譲り渡した土地の中に一筆だけ残っています。譲渡人の父と譲受人は、すべて所有権が移転していたと思われていましたが、本申請地だけ移転していなかったとのことでした。実態に合わせるための申請であり、許可上特に問題はないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第 39 号について、関口委員よろしく願います。

関口推進委員 受理番号第 39 号について説明いたします。

7月11日、桑名農業委員、深谷農業委員と現地で説明を受けました。譲渡人と譲受人の実家は同じ部落にあり、譲受人の父が亡くなり次男が実家を継いでおりましたが、次男が昨年亡くなり、長男である譲受人が相続をすることになり、手続きを進めるなか、申請地が安積疎水地区内にあり、安積疎水管理事務所から名義等の指摘があり、相続登記を含め明確にするため今回の申請となりました。譲渡人は、昔の当事者がいないので経緯が分からず、円満解決のため無償贈与で承諾したものであります。申請地周辺の土地についても耕作されており、農地に与える影響はないものと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第 40 号について関根推進委員よろしく願います。

関根推進委員 受理番号第 40 号について説明いたします。

7月11日、譲受人から話しを伺ったところ、譲渡人と譲受人は知人関係にあり、譲渡人から売買の依頼があり、申請地は譲受人が耕作し

ている土地に隣接しており、売買価格についても両者で決定したものであり、許可上特に問題ないと思いますので、委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

斎藤推進委員 受理番号第 35 号について、質問いたします。

受理番号第 35 号の譲渡人と譲受人は、議案第 32 号の農業経営基盤強化促進事業に係る所有権移転一覧表の第 79 号に記載されている売り手と買い手の同一人物ですが、基盤強化促進法と農地法第 3 条に分けて申請された理由をお聞かせいただきたいと思います。

高橋農業委員 受理番号第 35 号の申請地は、農振除外地のため農地法第 3 条での申請となっています。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 34 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 34 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 35 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員及び最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 3 号について、村上委員よろしく願いいたします。

村上推進委員 受理番号第 3 号について説明いたします。

7 月 12 日、秋山委員、鈴木委員と調査を行いました。

申請人は、自宅が令和元年 10 月の台風 19 号により水害にあい全壊

したため、建替えを計画しました。所有する土地の中で、最も水害にあわないと思われる場所は、申請地以外ないことから本申請となりました。申請地は、農地の集団性を阻害するものではなく、また、排水については合併浄化槽処理し、側溝に流すため特に問題なく、土砂の流出を防止するためには土止めを行うので、付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第4号について渡邊委員よろしく願います。

渡邊推進委員 受理番号第4号について説明いたします。

7月10日、申請人の立会いのもと、和田農業委員と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。高齢化と後継者問題があり、農業用倉庫、農作業場建築のため申請がありました。顛末書の提出もあり、許可上特に問題ないと思います。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第5号について横川委員よろしく願います。

横川農業委員 受理番号第5号について説明いたします。

7月11日、加藤委員、松川委員、小林委員と申請人から説明を受け、農業用施設を建築するために申請がされました。申請内容は、農地の集団性を阻害するものではなく、また、申請地に隣接している農地は申請者が所有しており、排水については合併浄化槽処理し、側溝に流すため特に問題なく、土砂の流出を防止するためには土止めを行うので、付近の農地に与える影響はないものと考えられ、許可上特に問題ないと思いますので、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 35 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 20 号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 20 号について説明いたします。

申請地は、昨年 12 月に農用地利用計画変更申請が受理されましたので今回の申請となりました。被設定人は設定人の長男であり、自宅の東側に農家住宅を建築するために申請がなされたもので、許可上特に問題ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 21 号及び第 23 号について、渡邊推進委員よろしくお願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第 21 号について説明いたします。

7 月 10 日に申請人立会いのもと、和田農業委員と現地確認並びに聞き取り調査を行いました。被設定人が高齢で農作業が出来ないなか、設定人の息子が会社勤務の傍ら農作業を行うためには住宅敷地、駐車場敷地が狭量のため、使用貸借の申請がありました。

続いて、受理番号第 23 号について説明いたします。

7 月 10 日に申請人立会いのもと、和田農業委員と現地確認並びに聞き取り調査を行いました。譲受人は家族と同居していますが、家族の増加により手狭になり、駐車場建築のため所有権移転の申請がありました。譲渡人と譲受人は親子関係であり、許可上特に問題ないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 22 号について、大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第 22 号について説明いたします。

7月7日、代理人の行政書士に電話確認を行い、桑名農業委員、深谷農業委員と現地調査を行いました。譲渡人は遺産相続で申請地を取得しました。最近、賃貸期間が終了したので、不動産業者を通じて購入者を探していたとのこと。譲受人の妻は申請地付近の出身であり、実家に近い場所に住宅を建てたく土地を探していたところ、両者の意向が合致して今回の申請となりました。生活排水については合併浄化槽処理し、雨水については自然浸透枳を使用するとのこと。価格については、農地ではなく住宅価格並みとし、双方納得のうえで決定されたようです。付近の農地に与える影響はないものと考えられ、許可上特に問題ないと思いますので、委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第24号について、塩田委員よろしくお願いたします。

塩田推進委員 受理番号第24号について説明いたします。

7月9日に安藤委員、吉田委員と現地確認を行い、設定人に聞き取りを行いました。申請地は休耕しており、今後も耕作する予定がないことから、太陽光発電施設として、設定人へ土地を貸すことになったとのこと。太陽光施設設置後の除草につきましては、農薬を使用せず、草刈り機を使用し、太陽光発電事業終了後は、速やかに原状回復するとのことでした。付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。

議長 受理番号第25号から第28号について、相楽委員よろしくお願いたします。

相楽推進委員 受理番号第25号から第28号は、設定人と被設定人が同一のため、一括して説明いたします。

7月9日に安藤委員、吉田委員と現地確認調査を行いました。申請地は、太陽光発電施設を設置するために申請がされたものですが、農地の集団性を阻害するものでなく、雑草の駆除につきましては、除草剤を使用せず、草刈り機を使用し、太陽光発電事業終了後は、速やかに原状回復するとのことでした。付近の農地に与える影響はないも

のと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 29 号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。  
関根推進委員 受理番号第 29 号について説明いたします。

7 月 11 日に設定人立会いのもと、関根農業委員、熊谷農業委員と聞き取り調査を行いました。申請地は、8 年位前から耕作をしていない土地のため、有効利用はできないと思っていたところ、被設定人から太陽光発電施設の話がありました。土地の造成を行わず、形状を生かしたままで設置するため、周囲に与える影響は少なく、除草剤を使用せず草刈り機を使用するため問題はないものと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 30 号について、本間委員よろしくお願いいたします。  
本間推進委員 受理番号第 30 号について説明いたします。

7 月 11 日に加藤委員、松川委員、横川委員と設定人に対する聞き取り及び現地確認を行いました。申請地は何年もの間耕作しておらず、土地が荒れないように草刈だけは行っていたとのことで、被設定人に貸すことにしたそうです。周囲には学校のグラウンドがあるだけで民家は離れているため、転用の許可上特に問題ないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 受理番号第 31 号について、村上委員よろしくお願いいたします。  
村上推進委員 受理番号第 31 号について説明いたします。

7 月 10 日に秋山委員、鈴木委員と調査を行いました。設定人と被設定人は親子関係にあり、住宅を両親の近くに建築し、利便性の高い土地は申請地以外ないため、本申請がされました。申請地は、農地の集団性を阻害するものではなく、また、排水については合併浄化槽処理し、側溝に流すため特に問題なく、外構工事を適切に行うため、付近の農地に与える影響はないものと考えられます。価格につきましては、分家住宅としてお互いの話し合いにより、20 年の使用貸借権として決定したものであり、また、申請地について、自動販売の設置に関する顛

末書の提出があり、許可上特に問題はないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 32 号について、塩田委員よろしくお願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第 32 号について説明いたします。

7月9日に安藤委員、吉田委員と設定人立会いのもと、確認を行いました。設定人は高齢で耕作が出来ず、草刈りだけは行っている状況で、子どもは別居しており後継者がいません。そのため、畑の一部を太陽光発電施設として貸すことになったそうです。太陽光発電施設設置後の除草につきましては、農薬を使用せず草刈り機を使用し、事業終了後には、速やかに原状回復することでした。付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 37 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 2 号について、根本委員よろしくお願いいたします。

根本推進委員 受理番号第 2 号について説明いたします。

7月2日に農業委員会事務局職員、高橋委員、古川委員と現況確認調査を行いました。申請地は、申請人の父が山林を開墾し、農作業用の

物置を昭和 34 年、倉庫を昭和 41 年に建築した土地であります。残地の一部は畑として耕作しておりましたが、今回、登記の調査をしたところ、建物の部分も畑となっていることが判明しました。今後は建物部分の面積を分筆し、将来に向けて登記地目を整理するため、「畑」から「宅地」へ地目変更をお願いしたいとのことです。現在、申請地は宅地に囲まれており、農地はわずかとなっています。付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 3 号について、大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第 3 号について説明いたします。

7 月 2 日に農業委員会事務局職員、桑名委員、深谷委員と現況確認調査を行いました。本申請地は、東日本大震災で家屋が被災したため、平成 28 年 8 月に建て直しを図り現在に至っております。令和 3 年 3 月に申請地の北側にある農地を申請人の妹に譲るため調査したところ、一部が宅地に及んでいたことが判明しました。現況では農地と住宅敷地との間に擁壁を設置しており、当該地が農地であることが分からなかったため、今回、住居敷地分を分筆したうえで、申請を提出しました。今後、農地に復元するなどの形状変更することが無いことから「畑」から「宅地」へ地目変更をお願いしたいとのことです。付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 37 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 37 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。



次に、議案第 38 号「須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地判断事務処理要領（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明

議長 続いて、本件につきましては、6 月 16 日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いいたします。

松川委員（農政委員長）

「須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地証明事務処理要領（案）について」説明いたします。

只今、説明がありましたとおり、須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地証明事務処理要領（案）について、6 月 16 日に開催した「第 3 回 須賀川市農業委員会専門委員会 農政委員会」において審議しました。審議を行った結果、本日、議案として提出することを全員一致で承認いたしました。委員の皆さまにご報告いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

大河原推進委員 本日だけの説明だけでは理解しにくい内容となっています。

理解できていない状況で質問することは難しいので、先ほどの農業者年金説明会のように、特別な時間を設けて議論を深めたほうがよろしいかと思えます。

事務局 5 月 20 日から 6 月 30 日までの約 1 か月をかけて、常任委員会、農政委員会、農地委員会の皆様に対して内容を説明いたしました。広報委員会の皆様には、7 月 5 日に文書を郵送したところです。今月の 7 月 20 日、7 月 30 日に県の会議があり、その中で、新たな情報が発出される予定ですので、次回、8 月の総会の時に、委員の皆さまに情報を提供してご説明したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それではお諮りいたします。

議案第 38 号「須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地判断事務処

理要領（案）について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 38 号「須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地判断事務処理要領（案）について」議決し、決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

- 報告第 24 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 6 件です。
- 報告第 25 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1 件です。
- 報告第 26 号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 2 件です。
- 報告第 27 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可処分の取消願出書の受理について」 1 件です。
- 報告第 28 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 12 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

（なし）

議 長 事務局からは何かございませんか。

・令和 3 年田畑売買価格等に関する調査の報告について

福島県農業会議から調査依頼があったので今月末に報告する。

なお、仁井田地域は、農地法第 3 条の取引が多いことから 10 万円引き上げ、他の地域は横ばいで推移していることから同額で報告したい。

・令和 3 年度「意見書」に係る提出意見について

今年度も市長に意見書を提出するため、7 月 21 日までに意見（案）を提出していただきたい。

議 長 他になければ、これにて令和3年第7回須賀川市農業委員会総会を  
閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。